

## 教育委員会会議の議事録（平成31年4月定例会）

- ◆ 日 時 平成31年4月16日（火）午後3時から午後4時28分まで
- ◆ 場 所 教育局第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	佐 々 木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉 田 利 弘	出席
委 員	加 藤 道 代	出席
委 員	花 輪 公 雄	出席
委 員	中 村 尚 子	出席
委 員	里 村 正 治	出席
委 員	阿 子 島 佳 美	出席

### ◆ 会議の概要

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名 花 輪 委 員

### 3 報 告 事 項

#### （1）仙台市いじめ重大事態に係る対処方針について

（教育相談課長 報告）

資料にもとづき報告

里 村 委 員 新しく対処方針について、初期対応の重要性と初期対応後の留意事項に分けて詳しく書かれており、非常にいい構成だと思う。その中で、1つは、速やかに電話で第一報を市教育委員会に入れると明記されているが、教育委員会で電話を受ける職員にもきちんとこの趣旨を徹底して、遺漏なきようにも心がけていただきたい。

もう一つは、方針ができてからがスタートであって、先生方も毎年新しい方が入ってきて入れかえもあるので、実効性を高める意味でも不断に周知徹底をしてほしい。

教育相談課長 職員への周知徹底、さらに電話を受ける職員への周知に努めていく。

吉 田 委 員 いわゆる重大事態が起こったときの対処について具体的かつ細部にわたって整理されていると感じた。先ほど活用という言葉が出たが、私たちとしてはできればこれは活用したくない。したがって、重大事態に至る前に、いじめに結びつきそうなことを初期の段階から対応していただきたいと思う。最も大事なものは、重大事態が起こらないこと。これは何回も申し上げているが、未然防止がどうあればいいのか、しっかりと継続して取り組んで

いかなければならないと思う。

花輪委員 吉田委員と同じで、対処方針はつくったが、これが発動しないという決意で、それ以前のいろいろな対応をすべきだと思う。とはいえ、重大事態に至ったときの対応ということで、これまで議論してきた部分を適切に取り入れてしっかりしたものができたと思う。

2つ目は先ほどの里村委員と同じだが、方針の中で定期的に周知徹底すると書いてある。定期的にと書いたのだから、どういうタイミングで、誰に、どういう場で周知するのかをよく検討していただき、周知徹底を図って欲しい。

教育相談課長 学校でつくり込む重大事態のフロー図の形式は、職員の異動などで毎年状況が変わっていくことから、定期的に見直しを図りながら、それをつくりかえる段階で全職員に周知を図っていく。そういった形で、学校で使えるような形を毎年整備していく。

加藤委員 この方針に従って実際に適切に動けるかどうかは、実際の事案が起こってからだとなかなか難しいと思う。具体的な動きについては、最後の別紙にもいろいろなガイドラインが表になっているが、事案が起こってからどこに重要なことが書いてあるのか引いている事態ではない。重大事態が起きないことが一番だが、模擬的に学校全体として誰がどのようにどの時点で適切に動くのかやはりシミュレーションしておくことも重要だと思う。

中村委員 8ページの最後のその他留意事項、教育委員会における留意事項、そして市立学校における留意事項のところで、教育委員会から学校へ、そして学校の校長先生から職員へという形で、大きな形の研修というよりも、本当に個々に、一人一人に根づくような研修、シミュレーションをしていただきたい。いざとなったときに何をどうすればいいのかあたふたしないように、きちんと防災訓練のような訓練をしていただくことが大切だと思う。本当は重大事態が起きないことが一番だが、万が一のときに迅速に対応できるような形を一人一人の先生の胸に刻んでいただけるようにしていただきたい。

そのためには、研修の仕方を工夫していただいて、なるべく小さな単位で、例えば数校ずつや区単位で研修をするようなことを考えてはどうかと思う。

阿子島委員 重大事態への対処に当たっての初めに、いじめによるものか即時に判断することが困難な場合であってもとしっかり記載されているので、先生方はこの子は休みがちとか、欠席が続いているとか、普段からあの2人はよくけんかしているとか、そういう細かなところも気にかけていただいて、本当に大事に至らないうちに、いじめを本当になくす体制を取っていただきたい。先生方の意識と感度を高めて察知していただきたいと思うので、重大事態の方針ができたことを踏まえて、各学校でしっかりと学校の重大事態方針をつくるときに全員で考えて、それから自分たちの学校の中の様子を細かく見ていける目を先生方に培っていただきたい。

教育長 委員の皆さんの意見については、事務局のほうでしっかりと受けとめ、今後の研修あるいは学校との連携に生かしていく。

## (2) 市議会報告について

(総務課長 報告)

### 資料にもとづき報告

花輪委員 3ページの最後に書かれている会計年度任用職員制度について説明していただきたい。

教育人事部長 会計年度任用職員は、従来の臨時的任用職員や非常勤嘱託職員などの位置づけを整理する概念として国から示されており、1会計年度について任用し、基本的に更新が認められる。職務としての位置づけとしては、正規の職員の代わりの業務ではなく、補助的な業務

を行うという位置づけで認められる職員の任用制度である。

花輪委員 いずれにしても、より認められた立場になるということによろしいか。

教育人事部長 そうである。

花輪委員 もう一つは、5ページの真ん中に、教育局内においてプロジェクトチームを組織し検討していると書かれてある。よろしかったら、スケジュール感などをお話しいたきたい。

教育人事部長 多忙化解消のプロジェクトチームについては、学校現場の職員と教育委員会事務局の職員とで構成し、いろいろな取り組みについて案を出し合っ、これは削減できるのではないか、これは改善できるのではないかと討議している。

具体的なスケジュール感として、この年度まで取り組みましように掲げているわけではないが、例えば、今年度は学校において時間外在校時間は年間720時間を超えないようにするとか、2カ月連続で80時間を超えないようにするといった具体的な目標を策定する際に、プロジェクトチームの意見を反映させている。

加藤委員 このプロジェクトチームで話している内容を教育委員にも教えていただきたい。我々が例えば予算を考えるとときや、事業報告について考えているときにいつも葛藤状態になる。つまり、やっていただきたいことはたくさんあるが、それが多忙化に結びついてしまっはいけない。その両方の葛藤を整理するために、ある程度まとまったときで結構だが現場の方と事務局の方が話し合っている内容を教えていただきたい。

教育人事部長 話している我々も葛藤状態が生じていることもあるので、広く議論の内容をお示しして、ご意見をいただくようにしたい。

里村委員 35人以下学級に関して7ページと、10ページの総括質疑の下のほうにあるが、この議事録を読む限りだが、35人以下学級の効果がはっきりしないのだから、校長先生にもう少し裁量の余地を与えたらどうかという質問に読める。

校長先生の差配する力を増やしていく、校長のマネジメントの領域を増やしてあげることと、35人以下学級を続けるということがリンクしているが、果たしてそのリンクは正しいのだろうかという質問である。財政の縛りという中ではこの問題は結びつくのかもしれないが、35人以下学級を進めながら、校長先生のマネジメント力を高めるために自由度を与えるという2つを追いかけていけないのだろうか。

教育人事部長 おっしゃるとおり、校長のマネジメント力、そして当該学校における校長先生ご自身の判断による自由な差配というのはあり得ることだと思う。この質問の趣旨は、35人以下学級を実施するに当たって、配置された教員を35人より少なくなるところでクラスを分けるのではなく、40人ぐらいの学級の中で、例えばフリーの教員を生み出して、それに校長が何かしらの役割を与えるというようなことである。財政状況が限られているのだから、そういった形で、教員の使い方に対して、各学校長にもう少し差配する自由度を与えてもよいのではないかと質問だったと私どもは認識している。

そこに関しては、結局、35人以下で今のところはクラスを分けているので、いわゆる人の配置としてはそこが前提となるということをお答えているということである。もとより校長のマネジメントを高めていくというのはそのとおりだと思う。

里村委員 今のご説明だが、我々、35人以下学級というのは仙台市の教育の大きなスローガンではあるが、36人だったらだめで34人だったらいいということは、世の中の道理としてなかなかないことで、それを35人以下ということに余りにも固執した運営をすることについては、それをモットーにすると同時に、少し弾力的な運営を図る余地を研究していくべきではないかと思ったりもする。そのことと、校長先生のマネジメント力をさらに高めても

らうために、できる範囲で少しずつかもしれないが、教育経営の自由度を与えるような道具を校長先生にお渡しするというのもあわせてやっていかなければいけない。

したがって、このやりとり自体はこうだったのかもしれないが、ストーンと落ちるやりとりには私にはなっていない。これからの教育委員会の方向として、繰り返せば、35人以下学級という概念は大事だが、36人だったらだめなんだというものではないという流動的な考え方を入れることができないのかなと思う。前に吉田委員がおっしゃっていたが、これを突き詰めると18人になってしまうという問題点もあるわけで、だからその辺をよく研究してみたらどうだろうか。

それから、やはり学校によって先生の人数が決まっても、少し仕事をやってもらう配分の仕方を校長先生の力の中でやっていただくことも大事だと思うので、その辺も研究していただけたらと思う。

教育人事部長 今のご意見はまさにおっしゃるとおりで、学級の人数とそれから学校生活であったり子供に対する効果の部分については、相関がどれだけあるのか、あるいは少な過ぎることによる弊害があるのではないかという話はある。今35人に拡充し、まさにその成果というところに目を向けやすい状況なので、おっしゃるとおり研究、検証をやはり進めていかなければならないだろうと思う。それで、望ましいのがどうあるべきなのかというのは考えていかなければならないと思う。

それから、校長による差配の自由度というか、もっと校長の力量に負ったところで学校を経営していただくというのは、これは当然あってもいいことであるし、もちろん地域によってもさまざまな状況があるので、人の配置の部分は財政が絡むところがあるので難しいところはあるが、さまざまそういった校長先生の経営を生かすための手法は研究してまいりたいと思う。

次 長 補足をさせていただく。例えば学級の人数が少ないことによるいろいろな課題もあるが、学級の数多く設定できることによって、生徒指導上の課題に対応できるということもある。例えば、人間関係を修復するような場合に、学級数が少ないとなかなか学級編制で制約を受けるということがあり、学級の数多くあることによってさまざまな人間関係を構築できるということもある。

それから、今学校に加配している教員の中で指導方法工夫改善の加配というのがあるが、これは特に中学校でいえば、学校の実情に応じて、例えば数学で少人数指導をするとか、うちの学校では英語で少人数指導をするとかということについては校長の裁量に任せて、校長がどのような教科の人数配分を考えているかということ的前提に指導方法の工夫改善なども行っており、一定程度校長の差配も可能となる運用をしている。

里 村 委 員 今のご説明をいただいて、私も実は同じ考えがあって、35人以下学級と校長先生の教員への差配をあわせて質問が来ているところにすごく違和感があった。我々としては、それは両方ともきちんとやっていく話であって、それをあわせて、こちらをプラスにしてこちらをマイナスでいいじゃないかという議論にはなかなかのれないということを改めて確認させてもらった。

もう一つの質問は、これも教えていただきたいのだが、2ページで「いじめとは「人権侵害」なのか「道徳の欠如」なのか、所見を伺う」とあるが、いじめというのはAかBかという質問なのだろうか。このようにお話しされたからなのだろうが、皆さんどのようこここのところを考えているのか。

学校教育部長 質問の趣旨としては確かに人権侵害なのか道徳の欠如なのかというご質問だったが、

我々としては、いじめは人権侵害につながるものであるという認識を一つ持っている。そして、そのいじめの原因として、道徳性の欠如というか、道徳性が十分育まれていないものがあると認識しているので、そういう形で答弁をさせていただいている。

里 村 委 員 このやりとりを横に置いて、要すれば、いじめというのは原因は道徳の欠如で、そのいじめの結果、人権侵害につながりやすいと、このように整理されたと思うが、我々大事なのは、やはり道徳教育の充実という観点からいじめの問題を積極的に取り上げることが大事ではないか。もちろん、皆さんから伺った話で私の理解では、理科でも社会でも算数でもいじめと関係しているテーマはある。それはよくわかるが、やはりいじめそのものをいけいないんだということについて向き合う教科として、道徳教育の充実に向けた取り組みを頭に置いてやったらどうかということである。いかがか。

教 育 長 いじめ問題に限らず、他人を理解して大事にする、当然自分も大事にするという基本の部分をしっかり子供たちに育むためには、全教科を通した道徳教育はもとより、さらに「特別の教科 道徳科」があるので、それも含めて、学校生活、教科を含めてしっかりと育むことが大事だと思う。

#### 4 付 議 事 項

##### 第 1 号 議 案 平成 30 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について (総務課長 説明)

里 村 委 員 ここでいう事務とはどういうものを指しているのか。

総 務 課 長 まさに教育委員会で執行している全般であり、それぞれ振興計画に沿って、金額の多寡に関わらず、ほとんど全ての事務を網羅して点検・評価をする形で毎年実施している。

里 村 委 員 今年度はいじめの条例ができて、基本方針を見直し、先ほど報告があった対処方針も作成した。この 30 年度の点検をするときに、既に我々目の前に条例等ができていたので、それに照らして 30 年度やってきた事務が適正だったのかどうか点検及び評価をお願いするわけにはいかないのか。来年の今ごろは、令和元年度についての点検及び評価を行う。そのときは条例が既に動いているわけだが、条例に沿った事務がやれたかどうかは来年やればいいということではなく、既に条例はできているので、それに照らして適正かどうか。つまり、この点検及び評価のウエートづけをしてもらいたい。条例ができた一番大事な年であるから、30 年度やったことについて適正かどうか評価してもらえないのか。

総 務 課 長 点検する事務は、細かくしていくと実際の具体的な事業ごとに実績を記載していく形になる。具体の事務で、例えばいじめ対策支援員であればその配置数とか、そういった細かい 30 年度の実施状況や、実績を書くことになり、それを評価することになる。

里村委員が指摘されたように、いじめの条例は今年度から施行されているので、各事業を記載した個票の中に、今後の展開、方向性を記載する欄もあるので、条例を踏まえた取り組みを進めていく形で記載することも考えていきたい。

里 村 委 員 一般論だが、点検や評価は、例えば、5 人配置したかどうかという定量的なものもあれば、学校からかかってきた電話の受け答えが、良かったか悪かったか、そういう定性的な評価・点検もある。ここでいう法律に基づいた点検や評価はひょっとしたら前者かもしれない。5 人配置しました、点検してマルということよりは、定性的な点検を先生方にやっていただくことがより重要ではないか。市長もおっしゃっているが、いじめ問題が喫緊の

課題なので、そういうところまで点検してもらえませんか。しかも、来年の今ごろお願いするのではなく、もう動き出しているのだから、30年度がはじめの防止条例に照らしてどうだろうかというところの点検をしてもらえないかという提案である。

総務課長 実際の点検の細かい部分については事業ごとの実績にはなるが、これを総括して、例えば学校教育の基本的方向という形で総括している部分がある。これについて、自己評価を加えて、学識経験者の先生方からご意見を総体的にいただく部分もある。指摘いただいたような視点を持って点検していただく形で先生方をお願いしていきたいと思う。

里村委員 点検・評価はすごく大事である。でも、形式的な点検・評価だったらこういう先生方に頼まなくてもできる。あるいは自己点検でもできる。そうではなくて、第三者に見ていただくというのは、どういう空気が流れていたとか、改善の余地をえぐり出してもらう点検・評価をしてもらわないと前進しない。だから、非常によくやっている部分もあると思うが、改善しなければいけない部分もあると思う。それを外形的に出てきたものについて丸、三角をつけていく点検・評価よりは、今話したようなことが非常に大事。総務課長からやろうという前向きな答えをいただけてありがたい。

花輪委員 私なりに理解したお話しをすると、仙台市がやろうとしている点検・評価は、2年前にやり方を大きく変えた。先生方に一つ一つ細かいコメントをもらうのではなく、その部分は教育委員会で自己評価のように行う。先生方にはそれを全体的に見ていただいて、仙台市の基本方針に沿っているかどうかというのを大局的な見地からコメントいただく。したがって、里村委員が指摘したようなことはもうこの中に入っていると思う。去年、一番議論したのは、仙台市独自の評価をどうするかというので、私はあってもいいと思ったのだが、ほとんどの方がそれはないほうがいいというので、なくなっているわけである。だから、毎年の評価のやり方はここで議論できるし、先生方へのお願いもこれからするので、里村委員が言うような方針もとれると思う。

里村委員 スケジュールを見ると、7月に中間報告最終案を付議したときに議論しても遅いと思う。スケジュール感として整合性がとれていない気がする。

花輪委員 その辺は、こちらからの要望に応えられるスケジュールになっているのか。

総務課長 学識経験者からの意見をいただく時間も必要なので、一定程度は時間が必要である。中間報告の前の段階で何かしらの情報提供ができるのであれば、それを進めていきたいと思うが、このあたりはこれからお願いする先生方との調整にもなるので、ここではっきりはなかなか申し上げにくいを検討する。

花輪委員 去年度の冊子を見ながら、今年度はどのような観点で評価してもらったほうがいいのかという議論を5月の委員会で1回やれないか。

里村委員 それは必要だと思う。つまり、学識経験者に素案を配付とあるが、その議論を含めて素案を出してもらわなければいけない。

それから、付議事項は点検及び評価の実施方針だが、実施方針に少し加えてくれというのが私の意見である。それが7月に中間報告後では遅過ぎる。学識経験者の先生方に素案を配付する前に、我々の実施方針の考えを含めた素案をつくってもらわなければいけない。

総務課長 30年度の実績なので、年度末までの決算額、それから実績をまとめて個票をつくるので、事務作業に時間がかかる。その部分は捨象させていただいて、昨年度の報告書をもとに議論していただくことは可能である。

教育長 5月の定例教育委員会で、29年度の報告書をもとに30年度の点検はこういう項目とかこういう視点でという意見を出していただくという流れでよろしいか。

里 村 委 員 そういう線でいいと思う。

教 育 長 では、そのように5月の定例教育委員会で議論を深めていきたいと思う。  
ほかにご質問、ご意見等はあるか。

里 村 委 員 スケジュールに変更があったので、スケジュールに5月に協議することを記載してほしい。

教 育 長 それでは、5月に教育委員会としての方向性を議論し、6月以降9月までの日程についてはここに示した流れで進めるということでスケジュールに修正を加えたうえで進めさせていただきます。

修正案のとおり決定

第2号議案 平成30年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る学識経験者の選任について

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

第3号議案 臨時代理に関する件について

(仙台市学校給食運営審議会委員の委嘱等について)

(健康教育課長 報告)

原案のとおり承認

第4号議案 臨時代理に関する件について

(仙台市図書館協議会委員の委嘱について)

(市民図書館長 報告)

原案のとおり承認

第5号議案 仙台市いじめ問題専門委員会の特別委員の委嘱について

(学校教育部長 説明)

原案のとおり決定

5 閉 会